

第3 避難指示等の発令

市長は、府の助言等も活用し、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル4】	・災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、 また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1) 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(注2) 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令。

前表については、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難指示が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避

難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、市はこのことを住民へ平時から周知しておく。

市は、市域の河川特性等を考慮し、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

また、避難指示を行うときは、次の点に配慮する。

1 避難の一般的基準

避難指示は、原則として次のような状態になったとき発する。

- (1) 河川、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- (2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他、住民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発表・伝達する。また、避難行動要支援者支援プラン等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

3 避難指示等の発令判断に関する留意点

市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

さらに避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

さらに、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

4 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

第4 洪水、土砂災害による避難準備の指示

市長は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 避難者は、2食程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- 3 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。

- 4 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 5 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 6 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- 7 その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 住民への周知

市長は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、直ちに次の方法により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

1 防災行政無線

同報系防災行政無線の一斉放送により情報を伝達する。

2 エリアメール（緊急速報メール）

緊急速報メールに対応している市域内の携帯電話（スマートフォンを含む）に、一斉にメール配信し、伝達する。

3 いずみメール、SNS

いずみメール登録者及びSNS登録者に、一斉に配信し、伝達する。

4 広報車による伝達

市、消防本部、消防団等の広報車や和泉警察署のパトカーにより、関係地域を巡回して伝達する。

5 町会・自治会による伝達

当該区域の町会・自治会を通じて住民に伝達する。

6 伝達員による戸別訪問

その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知させる。

第6 避難指示等の内容

避難指示等をする場合は、次の内容を明示して実施する。

1 避難指示等の実施者名

2 避難対象地域

3 予想される災害危険及び避難理由

4 避難先

5 避難経路

6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

第7 避難の方法

1 避難者の誘導

- (1) 避難者の誘導は、消防本部が消防団及び和泉警察署と連携をもって行い、町会・自治会を単位とした集団避難を心がける。補助誘導員として町会・自治会の協力を得て、安全と統制を図り実施する。
- (2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導標識、誘導ロープの設置、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に努める。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。
- (5) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に

避難させるため、避難誘導を行う。

2 避難の優先

避難にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難の避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに和泉警察署等の協力を得て巡回を行い、帰宅困難者等の有無の確認に努める。
- (2) 避難の避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、和泉警察署に連絡する等、必要な措置をとる。

第8 知事への報告

市長は、避難の避難指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、これらの措置を講じた場合も同様に知事に報告する。

第9 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の避難所として指定している学校長等に、事前に連絡し協力を求める。

2 和泉警察署、消防本部等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、和泉警察署、消防本部等の関係機関に避難指示の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣・遠隔地市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣・遠隔地市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合には、近隣・遠隔地市町村に対して連絡する。

第10 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、和泉警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図る。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずるとともに、和泉警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいる場合	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条